声明　ロシアのウクライナ侵攻に抗議し、即時撤退、平和実現を求めます。

そして、私たちに何ができるか、学び合い、表現・実践していくことを表明します。

２月２４日、プーチン大統領の命令により、ロシア軍がウクライナに突然、侵略を開始しました。この行為は、独立国家の主権を侵害し国際秩序を破壊する行為として、国連憲章及び国際法に違反し、市民に重大な危険と恐怖をもたらすもので、到底、許されるものではありません。ウクライナでは、すでに多くの市民の命が失われ、子どもたちの命も奪われています。ロシアの兵士の命もまた失われています。その事態に対し、今、ロシア国内でも、世界でも、大きな抗議行動が起きています。私たちもまた、怒りをもって抗議し、ロシア軍の一刻も早い撤退を要求します。今後、さらに死傷者が増えること、まして核兵器が使用される事態は、何としても防がなければなりません。なにより、日本政府がさらなる外交努力によって戦争の惨禍がこれ以上深刻化しないよう行動することを要求します。

また、安倍元首相らの「アメリカとの核兵器の共有」発言や非核三原則見直し論に見られるように、この戦争を機に日本の軍備増強、核武装化を大きく進めようという極めて危険な動きもあります。それは憲法を無視した暴論であり、戦争被爆国としても許されません。

私たち埼玉県歴史教育者協議会は、過去の日本の侵略戦争と軍国主義を支えてきた教育を反省し、「内には民主主義を発展させ、外には国際平和に寄与するようになる」ことの願いを込めて設立しました。その「平和的および民主的な国家・社会・世界を形成する」立場からも今回のロシアの軍事侵攻に強く抗議し、即時撤退を求めます。

その上で私たちは、第１に、他国で起きている事実を他人事とせずしっかり直視し、生徒・学生・子どもたち、さらに多くの仲間とともに考え、学び合い、主権者を育てる学校、授業づくりにさらに取り組みたいと思います。

第２に、その学び合いを通して、他者の生命・自由・人権を守り支えることの重要性を、あらためて認識し、とりわけ平和的生存権の大切さを学び実践していきます。平和的生存権は、全ての基本的人権の基礎となる人権です。今回の主権国家への一方的な武力侵略を放置すれば、平和は成り立ちません。暴力や武力で平和は成り立ちません。それは、日本国憲法の原理であり、道標です。その平和認識の輪を広げます。

私たちは、世界の動向や平和を破壊しようとする動きを注視しつつ、私たちに何ができるか、何をすべきか、さらに子どもたちと学び合い、表現・実践していくことを表明します。

２０２２年３月１９日

埼玉県歴史教育者協議会事務局
会 長　　倉持　重男
事務局長　岩田彦太郎